

文京区国民健康保険高額療養費資金貸付条例を廃止する条例を公布する。
令和八年十月七日

文京区長

成

澤

廣

修



文京区条例第三十四号

文京区国民健康保険高額療養費資金貸付条例を廃止する条例

文京区国民健康保険高額療養費資金貸付条例（昭和五十二年四月文京区条例第十号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の文京区国民健康保険高額療養費資金貸付条例（以下「旧条例」という。）第五条の規定による資金の貸付けの申込みをした者に係る旧条例第二条に規定する貸付要件、旧条例第三条に規定する貸付金の額、旧条例第四条に規定する利子、旧条例第六条に規定する貸付け、旧条例第七条に規定する償還の方法、旧条例第八条に規定する一時償還及び旧条例第九条に規定する償還方法の特例等に関する取扱いについては、なお従前の例による。